

渋谷区未来の学校環境整備等コンサルティング業務委託
公募型プロポーザル募集要項

渋谷区未来の学校環境整備等コンサルティング業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集する。

1 件名

渋谷区未来の学校環境整備等コンサルティング業務委託

2 業務の目的

渋谷区教育委員会は、「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針」に基づき、学校建て替え事業を進めていく中で、新校舎を『未来の学校』として位置付けている。

こうした中で、本業務は、新しい時代の学びの実現に向け、創意工夫により特色・魅力ある豊かな教育環境の実現を目指し、児童・生徒のより良い学習環境や教職員の快適で機能的な職場環境の構築を専門的な視点で創出することを目的とする。

3 業務内容、履行場所、履行期間

別紙1「渋谷区未来の学校環境整備等コンサルティング業務委託仕様書（案）」のとおり

4 契約

（1）契約方法

- ① 本プロポーザル募集に際して示している仕様書については、募集時の案であり、契約予定事業者と協議し、業務提案内容を反映した仕様書に調整した後で契約を締結する。
- ② 契約の手続きは、渋谷区契約事務規則（昭和61年渋谷区規則第4条）の規定によるものとし、契約の手続き完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。また、この契約の手続きが完了するまでの間に失格事項が判明した場合、または辞退した場合は、次点の事業者と協議の上で契約をするものとする。

（2）契約金額上限額

令和8年度	9,207,990 円（税込）
令和9年度	47,619,600 円（税込）
令和10年度	16,547,460 円（税込）
令和11年度	2,340,950 円（税込）
総 額	75,716,000 円（税込）

5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすものとする。
また、単体企業又は共同企業体（以下「JV」という。）でも可とするが、その場合でも、その全ての者が以下の要件を満たしていることとする。（下記（１）・（６）については、JV を構成する者のうち、代表企業が要件を満たしていれば可とする）。

- （１）過去 10 年間に於いて、国内外問わず延べ床面積 5,000 ㎡以上の学校（学校教育法に定める「学校」に限定しない）全体を対象としたコンサルティング業務（レイアウト計画、移転計画等）の受託実績があること。
 - （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - （３）渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 9 年 3 月 27 日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
 - （４）渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 11 月 25 日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
 - （５）経営不振の状態でないこと。
 - （６）申込時点において、渋谷区における競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営入札参加資格）を有していること。区の競争入札参加資格を有しない場合は、渋谷区プロポーザル方式実施要綱第 8 条 2 項の書類を併せて提出すること。
- ※契約締結までに上記の条件を満たさなくなったときは、その時点で失格とする。

6 選定スケジュール

区 分	項 目	日 程
参加受付 質疑	参加受付	公示の日から 令和 8 年 10 月 9 日（金）正午まで
	質問受付	令和 8 年 10 月 1 日（木）正午まで
	質問回答	令和 8 年 10 月 6 日（火）（予定）
	参加資格審査結果通知書の送付	令和 8 年 10 月 14 日（水）（予定）
審査	企画提案書の提出	令和 8 年 10 月 28 日（水）正午まで
	一次審査結果通知日	令和 8 年 11 月 13 日（金）（予定）
	二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 11 月 24 日（火）（予定）
	二次審査結果通知日	令和 8 年 11 月 26 日（木）（予定）
契約	契約開始日	令和 9 年 1 月 4 日（月）（予定）

7 参加受付

（１）受付期間

公示の日から令和 8 年 10 月 9 日（金）正午まで（必着）

（２）提出書類

① 参加申込書【様式1】

② 渋谷区における競争入札参加資格がない者は、以下の書類を提出する。

- ・登記簿謄本（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）
- ・商号登記簿謄本（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）
- ・身分証明書（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）
- ・登記されていないことの証明書（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- ・法人事業税の納税証明書（法人に限る。）
- ・法人税又は所得税の納税証明書その1
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1

③ 会社概要書 【様式2-1、様式2-2】

※JVを組成する場合は、様式2-1とあわせて、様式2-2を提出すること。

④ 秘密保持に関する誓約書 【様式3】

⑤ 業務実績調書 【様式5】（書類の作成にあたっては別紙2「提出書類の様式について」を参照）

（3）提出方法

「13 事務局」へ電子メールにて提出すること。

電子メールの件名は「渋谷区未来の学校環境整備等コンサルティング業務参加表明書」とすること。

（4）参加資格審査結果の通知

参加資格申込書の提出があった者の審査結果を行い、参加資格審査結果通知書を送付し参加資格の可否をメールにて通知する。

8 質問の受付及び回答

（1）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

（2）質問及び回答方法

① 提出方法

質問書【様式4】に質問事項を記入し、「13 事務局」へ電子メールにて提出すること。

電子メールの件名は「渋谷区未来の学校環境整備等コンサルティング業務委託公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

② 受付期間

令和8年10月1日（木）正午まで

③ 回答

令和8年10月6日（火）（予定）

※回答は、質問内容を一括して回答書を作成し、上記日時に HP で公表します。

9 企画提案書

（1）提出書類（書類の作成にあたっては別紙 2「提出書類の様式について」を参照）

①提案項目 【自由様式】

1 新校舎レイアウト・家具プラン①（学びの空間）

ラーニング・コモンズ（中学校）

2 新校舎レイアウト・家具プラン②（学びの空間）

ラーニング・コモンズ（小学校）

3 新校舎レイアウト・家具プラン③（学びの空間）

普通教室（中学校）

4 新校舎レイアウト・家具プラン④（働く空間）

職員室（小学校）

5 移転・廃棄計画立案、調達支援

6 プロジェクト管理・運営、業務実施体制

②見積書 【自由様式】

（2）提出方法

「13 事務局」へ CD-R または DVD-R にデータを格納し、持参または郵送すること。

（3）提出期限

令和8年10月28日（水）正午まで（必着）

10 評価

（1）評価方法

① 一次審査（書類審査）

提出書類による書類審査を行い、二次審査への参加可否（上位3者程度に選定）を全ての応募者にメールにて通知する。

② 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提出書類に基づく応募者のプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答を実施する。プレゼンテーション時間は20分とし、その後15分間の質

疑応答時間を設ける。なお、参加者は3名以内とし、本業務の実務に携わる者を主として構成するものとする。審査終了後、結果をメールにて通知する。

(2) 評価項目・評価基準

① 一次評価

評価項目		詳細・着眼点	配点
企画提案・資料作成能力	1	新設中学校のラーニング・コモンスのレイアウト・家具プランは、以下の観点を反映した提案になっているか。 ・従来の学校概念にとらわれない提案になっているか ・可変性があり、多様な学習スタイルに対応できる提案になっているか ・「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針」及び『未来の学校』の思想を反映した提案となっているか。	15点
	2	新設小学校のラーニング・コモンスのレイアウト・家具プランは、以下の観点を反映した提案になっているか。 ・従来の学校概念にとらわれない提案になっているか ・可変性があり、多様な学習スタイルに対応できる提案になっているか ・「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針」及び『未来の学校』の思想を反映した提案となっているか。	15点
	3	新設中学校の普通教室のレイアウト・家具プランは、以下の観点を反映した提案になっているか。 ・従来の学校概念にとらわれない提案になっているか ・可変性があり、多様な学習スタイルに対応できる提案になっているか ・「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針」及び『未来の学校』の思想を反映した提案となっているか。	10点
	4	新設小学校の職員室のレイアウト・家具プランは、以下の観点を反映した提案になっているか。 ・職員室のレイアウト・家具プランは、教員が効率よく働くことができるワークスペースになっているか。 ・職員室のレイアウト・家具プランは、実現性のある提案となっているか。 ・「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針」及び『未来の学校』の思想を反映した提案となっているか。	10点
	5	・移転・廃棄計画の検討手法は現実的か。 ・移転・廃棄と連動した什器備品類の調達提案となっているか。	15点
	6	・本業務のスケジュール・進行管理、業務実施体制は現実的か。 ・当業務を実施する最適な業務実施体制となっているか。	15点

業務実績	・業務委託に資する実績を保有しているか。 ※実績は、面積・件数・施設種別を複合的に評価	10 点
提案内容の見積もり	・見積金額は業務項目・内容と整合が取れており、上限額内となっているか	10 点
計		100 点

②二次評価（プレゼンテーション）

評価項目	詳細・着眼点	配点
企画提案内容	・本事業の趣旨及び目的を十分理解し、目的を達成できる内容となっているか。	20 点
説明力	・説明内容が資料の内容を適切に補完しているか。	20 点
コミュニケーション力	・説明が理解しやすく、説得力があるか。	20 点
対応力	・区の意向を汲み取り、柔軟な業務への対応が可能か。 ・業務責任者に信頼をもって仕事を任せられると感じるか。	20 点
独自性・優位性	・業務について会社の独自性・優位性が感じられるか。	20 点
計		100 点

（３）契約予定者の選定

審査の結果、評価の最も高い事業者を契約予定者として選定する。

１ １ 提供資料

参加資格保持者に対し、参加資格審査結果通知書とあわせてメールにて送付する。

（１）松濤中学校

- ①配置図（CAD ファイル）
- ②平面図（CAD ファイル）
- ③家具図等参考資料一式（PDF ファイル）

（２）神南小学校

- ①配置図（案）（CAD ファイル）
- ②平面図（案）（CAD ファイル）
- ③家具図等参考資料一式（PDF ファイル）

１ ２ その他留意事項

- （１）提出物の作成及び提出に係る費用は、参加申込者の負担とする。
- （２）提出された書類・データは返却せず、本プロポーザル終了後、一定期間経過

後に処分するものとする。また、本プロポーザル以外では無断で使用しない。

(3) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

(4) プロポーザル提出書類のほか本プロポーザルに関して、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 募集要項に示された業務内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項全部または一部が記載されていないもの
- ④ 記載内容が判読できないもの及び記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥ 選定委員又は事務局等関係者に対する援助を、直接的又は間接的に求めたとき
- ⑦ その他、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき

(5) 本プロポーザルの提案書作成のために発注者より受領した資料は、本プロポーザル以外の目的で使用してはならない。また、公表してはならない。

(6) 提出書類については渋谷区情報公開条例（平成元年9月25日条例第39号）にもとづき公開対象となる。

(7) 応募者は代表企業を含めて3社を上限として、JVを組成することができる。当該JVは所属事務所とみなし、JVの各構成員は、他のJVの構成員及び単独で応募することができない。また、JVの構成企業は、他の応募者の協力会社となることができない。なお、JVを構成する場合は協定書の副本を添付すること。

(8) 選定結果についての異議申立ては一切受けない。

(9) 提出書類について、疑義がある場合は事務局より問い合わせ及び修正を依頼する場合がある。

1.3 事務局

渋谷区教育委員会事務局 教育政策課 学校施設整備第一～三係

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号 4階

TEL：03-3463-2795

E-mail：sec-gakko-seibi@shibuya.tokyo